

心のバリアフリー推進事業 に係る企画提案公募要領

1 事業名

心のバリアフリー推進事業

(1) 事業の背景と趣旨・目的

別添「業務仕様書」のとおり

(2) 事業概要

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

3,520千円（税込）

2 スケジュール

2019年 3月 28日（木） 公募開始

2019年 4月 10日（水） 説明会開催

2019年 4月 12日（金） 質問受付締切

2019年 5月 15日（水） 提案書類提出締切

2019年 6月 3日（月） 選定委員会

2019年 6月中旬 契約締結・事業開始

2020年 3月 31日（火） 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第3条第3項の規定によりな
お従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条
に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であ
って、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないも
の

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項
各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の4第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各

号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者((1)キに掲げる者を除く。)でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等（入札談合等閥与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2019年3月28日（木）から2019年5月15日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ

住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12 大阪府庁別館1階

電話番号：06-6944-6271

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、障がい福祉企画課ホームページ

(http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syoubai-plan/h31kokoro_koubo.html)

からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

工 受付期間

2019年5月7日（火）から2019年5月15日（水）（当日消印有効）まで

（午前10時から午後5時まで）

才 提出方法

書類は受付場所に持参するか、郵送で提出してください。

力 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部・副本7部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部・副本7部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部・副本7部）

エ 共同企業体で参加の場合

(a)共同企業体届出書（様式4：1部）

(b)共同企業体協定書（写し）（様式5：1部）

(c)委任状（様式6：1部）

(d)使用印鑑届（様式7-1、7-2：1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式8-1、8-2：1部）

カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

キ (a)法人登記簿謄本（1部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの

(b)本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

(c)法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）

(a)大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

(b)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（1部：最近1力年のもの、半期決算の場合は2期分）

(a)貸借対照表

(b)損益計算書

(c)株主資本等変動計算書

コ 障害者雇用状況報告書の写し 各1部

(a) 常時雇用労働者数が45.5人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。)
- ・母子家庭の母の雇用状況に関する報告書（様式9）

(b) 常時雇用労働者数が45.5人未満の事業所の場合

- ・障がい者の雇用状況に関する報告書（様式は任意）
- ・母子家庭の母の雇用状況に関する報告書（様式9）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「心のバリアフリー推進事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

2019年4月10日（水）午後2時から3時まで

(2) 開催場所

大阪市中央区大手前3丁目2-12 大阪府庁別館6階 障がい福祉室会議室

(3) 申込方法

電子メール（shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）又はファックス（06-6942-7215）でお申し込みください。

ア 参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先、参加人数を記載してください（様式自由）。

イ 「件名」の初めに「説明会申込：心のバリアフリー推進事業」と明記してください。

ウ 口頭、電話による申込みは受付しません。

エ 会場の都合により、応募者1者につき2名までお願いします。

(4) 説明会への申込期限

2019年4月5日（金）午後5時まで

（開催場所への行き方）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/location/location02.html>



6 質問の受付

（1）受付期間

公募開始日から 2019年4月12日（金）午後5時まで

（2）提出方法

電子メール（shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」の初めに「質問：心のバリアフリー推進事業」と明記してください。

イ 質問への回答は福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/h31kokoro_koubo.html）
に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

（1）審査方法

ア （2）の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務運営体制の組織及び情報管理 【仕様書5（1）参照】	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な事業スケジュール及び年間業務運営計画が提案されているか。 業務の実施に当たり、組織体制や人員配置は適切か。人員配置については、事業の実施に必要となる経験、知識を有する人材、特に、障がいを理由とする差別の解消に関する知識を有する人材を配置しているか。 	10点
現場責任者向け教材等の企画・作成、周知 【仕様書5（2）参照】	<ul style="list-style-type: none"> ○現場責任者用教材について <ul style="list-style-type: none"> ・現場責任者における障がい及び法の理解（特に合理的配慮の概念の理解と実践）の促進につながる内容となっているか。 ・現場責任者から現場の従業員に対する、効果的・効率的な伝達研修の実施手法及びその内容について具体的な提案がなされているか。 ○現場責任者用教材を活用した講師・ファシリテーター向け研修プログラムについて <ul style="list-style-type: none"> ・現場責任者用教材に沿ったプログラムとなっているか。 ・研修の進め方、各アクティビティの所要時間とねらい、内容、解説など、具体的な提案がなされているか。 ○デモンストレーション研修について <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容など具体的な提案がなされているか。 ○事業者への周知について <ul style="list-style-type: none"> ・教材等を事業者に広く周知させるため、効果的な周知方法と実施について、具体的な提案がなされているか。 	40点
障がい理解促進に向けた啓発に係る企画・作成、周知 【仕様書5（3）参照】	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい理解促進に向けた啓発について <ul style="list-style-type: none"> ・障がい理解に関する取組みへの動機付けが必要な事業者を対象としていることを踏まえた簡便に取り組める内容・手法について、具体的な提案がなされているか。 ○事業者への周知の手法について <ul style="list-style-type: none"> ・啓発物を対象とする事業者に広く周知させるため、効果的な周知の手法とその試行実施について、具体的な提案がなされているか。 	35点
福祉施策への対応	障がい者や母子家庭の母を雇用しているか。	5点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択にかかわらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を障がい福祉企画課ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syoutai-plan/h31kokoro_koubo.html）において公表します。

なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）と評価点

*品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 *申込順

③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式8-2）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出があった場合（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、本公募要領、業務仕様書等を熟読し遵守してください。